

住宅情報の公開・閲覧

登録された住宅情報は、住宅確保要配慮者（入居対象者）の入居を拒まない住宅として、一般公開され、検索・閲覧が可能になります。

このシステムは、全国からアクセスできる住宅要配慮者向けの「あんしん住宅専用の不動産サイト」です。

あんしん住宅情報提供システムの特徴

このシステムを通じて、入居希望者のほか、住宅に困窮している方の相談対応を行っている行政機関、NPO団体、居住支援協議会、不動産会社などから、登録された問い合わせ先に直接連絡することができ、事業者の方々の空き家リスク軽減につながります。



サイト画面参考例

住宅情報の公開・閲覧サイト

  あんしん住宅情報提供システム
<http://db.anshin-kyoju.jp/guest/>

「住宅確保要配慮者 あんしん居住推進事業」とは

住宅に困窮している低所得の高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保に向け、居住支援協議会等との連携や適切な管理のもとで、空き家等を活用し、一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るため、空き家等のリフォームやコンバージョンに対して支援いたします。

補助率と補助限度額

【補助率】

補助対象費用の1/3

【補助限度額】

(住戸)

○賃貸住宅を改修する場合

50万円 × 対象住戸数

○事務所や自宅などを賃貸住宅に用途変更する場合

100万円 × 対象住戸数

(子育て支援施設)

○100万円 × 施設数を補助限度とし、住戸部分に係る補助額を超えない額

くわしくは事業ホームページまで

  あんしん居住推進事業

<http://www.anshin-kyoju.jp/>

〒103-0027

東京都中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル3階
あんしん居住支援室

TEL. 03-6214-5806
(FAX. 03-6214-5899)

平成28年版

住宅確保要配慮者 あんしん居住推進事業

のご案内

住宅のリフォームを支援して、住宅の確保に配慮を要する方々が安心して入居できる賃貸住宅の供給をお手伝いします。



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

事業の要点

1 住宅の要件と対象工事

対象工事の補助を受けるには、改修工事後に原則、住宅の要件①～④を全て満たしてください。

整備する住宅・施設

住宅の要件

①面積

対象住戸の床面積が 25 m²以上

②住宅設備

対象住戸が、台所・水洗便所
収納設備・洗面設備・浴室を
備えたもの

③耐震性

昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工
された建物

④バリアフリー性

一定のバリアフリー性を確保

対象工事

バリアフリー改修工事

- 手すりを設置する工事
- 段差を解消する工事
- 浴槽のまたぎ高さを低いものに取り替える工事
- 便器を便座式のものに取り替える工事等

耐震改修工事

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建物
について、現行の耐震基準に適合させる
改修工事

居住支援協議会が認める改修工事

- 間取りの変更に係る工事
- 水回り設備や収納設備の設置、改修工事
- 遮音性・防音性の向上に係る工事
- 断熱性・気密性の向上に係る工事
- 防犯性の向上に係る工事
- 照明や給湯器等の高効率化に係る工事等

他用途からの用途変更するための改修工事

- 対象住戸や共用部分
- 間取りの変更に係る工事
 - 水回り設備や収納設備の設置、改修工事
 - 建築基準法に適合させる工事
 - 消防法に適合させる工事等

子育て支援施設の整備

キッズルームなどの子育て支援施設を整備
するために必要な改修工事
(平成 28 年度より拡充)

他用途から
賃貸住宅に

事務所や自宅・店舗などを改修
①～④の条件を満たす住宅を整備

子育て支援
施設の整備

対象住戸の整備に合わせて
子育て支援施設を整備する場合

2 入居対象者

原則、(1)と(2)の両方に該当する者

(1) 対象世帯【(a)～(c)のいずれかに該当】

(a) 高齢者世帯



60才以上

(b) 障害者世帯



(c) 子育て世帯



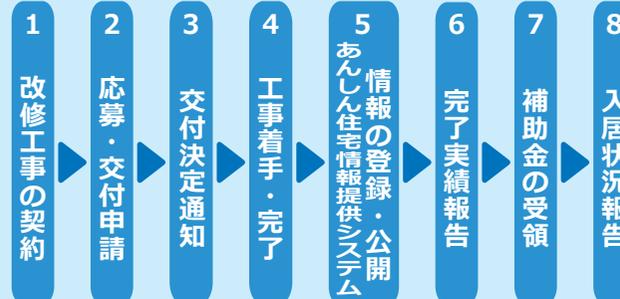
18才未満の子

+

(2) 所得制限【月額収入基準に該当】

入居の際の月額収入が各地域の協議会が定めた
一定金額以下であり、従前の居住地が持家で
ない者

3 申請の流れ



※本事業を活用した住宅・施設について、管理期間を
10年以上とすること